研　究

寛保期における木曽三川流域調査

An environmental research about the Kiso 3 rivers in the Kanpo Period (1741-44)

名古屋大学附属図書館研究開発室
Nagoya University Library Studies

秋　山　晶　則
AKIYAMA, Masanori

Abstract

In the Low-lying plain along Kisogawa basin, a large number of flood control works had been conducted during the Edo period. However there are few report to know about the relation with local community. In this paper, reporting about the investigation of the areas along Kisogaswa river in Kanpo period, I would like to consider the recognition of river environment and the working to prevent disasters by the local community.

はじめに

洪水常襲地帯として、数多くの治水事業が展開されてきた木曽三川流域には、川という自然と人間の関係史を物語る膨大な史料が蓄積されている。この間、筆者の属する附属図書館研究開発室では、自治体等とも連携し、こうした歴史情報資源の保存・活用にむけた取り組みを進めてきた。

そのなかで、近世において当該流域の治水行政を管掌した交代寄合旗本高木家（本家の西高木家及び分家の北・東高木家の三家で構成される）に関し、名古屋大学所蔵にかかる西高木家文書のほか、散逸したとされてきた北高木家関係の文書群（1）や、治水史料が抽出・別置保存された東高木家文書（2）の調査機会を得ることができた。各史料群の悉皆調査・目録化には、いましばらく時間が必要であるが、予想通り、内容的には相互に補完しあう史料が多く、これらのデータが統合・活用されることで、流域治水史にも新たな可能性が拓かれていくものと期待される。

そこで小稿では、その可能性の一端を紹介する意味で、如上の調査により得られた知見をもとに、わが国土木史上注目すべき大工事であった「宝暦治水」事業の歴史段階的な把握を試みるものである。具体的には、「宝暦治水」の前史となる寛保期の流域調査を対象として、地域動向を組み込んだプロセスを時系列に沿って考察し、「宝暦治水」像の豊富化につなげることを課題としたい（3）。

一　流域環境の変化と寛保期の水行調査

まずは、寛保期の問題を考える前提として、当該流域の治水史をあらためて概観しておきたい。この木曽三川流域では、養老断層に沿って沈み込む東高西低の土地傾斜（濃尾傾動地塊）を反映して、木曽川・長良川・揖斐（伊尾）川の順に川床が低くなっており、下流部では水脈が網の目状に結合して、最大水

（一）

量を誇る木曽川の水は、大量の土砂を伴って長良・揖斐の両川へ押し寄せ、逆流・洪水を生む環境にあった。

加えて、領主間の戦闘が終息した十七世紀以降、中下流では新田開発（輪中形成）が活発化し、河道固定・遊水地の狭隘化、さらには土砂堆積による河床の上昇が進み、破堤や輪中内の排水障害（悪水）により、深刻な被害が及ぶようになっていった。

こうしたなか、元禄十五年（一七〇三）には、高須・福束・本阿弥輪中七十二か村が、連年の水害原因が下流域の新田開発にあるとして、その撤去を幕府評定所に訴え出ている。近世期の当該流域において、数十か村のレベルで地域がまとまり「水行」要求を行った嚆矢と考えられるが(4)、これを契機に、下流に位置する桑名・長島藩領の新田撤去にとどまらず、美濃国中の河川においても、水行障害となる竹木・流作場・洲・人家などを対象とする、初めての大規模な取り払い普請工事（宝永の大取り払い）が実施された。これは洪水をすみやかに海へと流下させることで水害を回避しようとするもので、「わが国の治水策に一つの方向を与えた」とも評されるものであった(5)。

以後、幕府は、高木三家を河道の監視・整備にあたる川通掛（水行奉行）に任命し、笠松代官（堤方役所）と協働させるなど、予防的見地にたった恒常的かつ広域の治水政策を展開することで一定の効果をおさめたが、前述のような構造的問題に対しては、根本的な対策とはなりえなかった(6)。

そこで登場するのが、木曽・長良・揖斐の三川を分流する構想である。現在においてなお流域治水史研究に大きな影響を与えている『岐阜県治水史』によれば、「宝暦治水工事は、実に（井沢弥惣兵衛―引用者注）為永が美濃郡代在任中企画した設計を基礎として、実施されたものであると伝えられる」としたうえで、「これより先民間でも三川分流の緊要なことに着目したものがあり、寛保の初め、濃州多芸・安八・石津・不破・海西・中島・羽栗の七郡三百カ村の庄屋らが協議して、笠松郡代滝川小右衛門へ、濃州川々水行普請、大榑川締切工事を実施せられんことを出願したが、大規模な普請なので、ついに採用せられなかった。次いで寛保三年（一七四三）十一月、幕府領多芸郡横屋村ほか五十七か村総代として、横屋村庄屋寺倉孫九郎ほか五人が

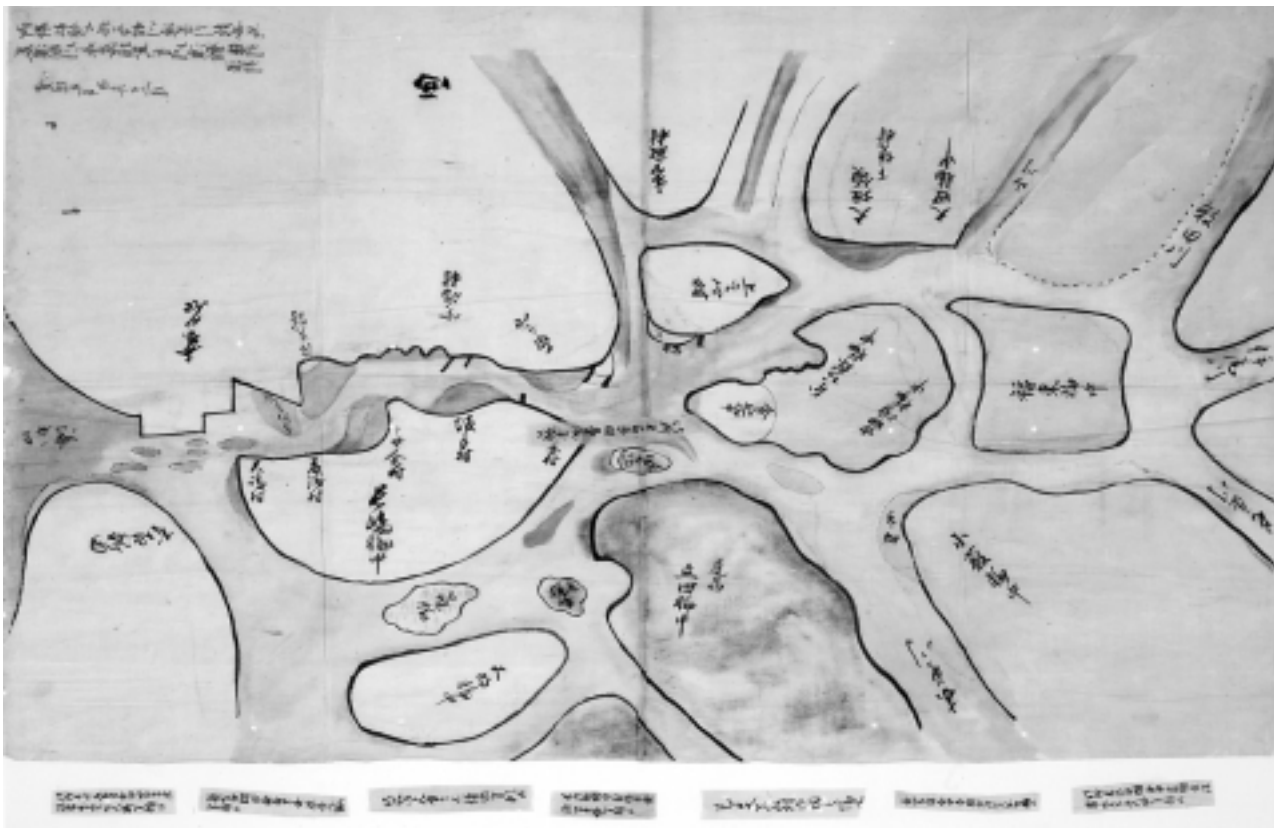

〔図１（東高木家文書）〕

江戸表へ赴き、勘定奉行神尾若狭守春央へ、大樽川締切、水行普請施行の願書を提出したが、これまた允許を与えられなかった」とまとめている（傍線部筆者）。

このうち、寛保の初め云々とある傍線部については、その後編纂された『岐阜県史』や『海津町史』などにもそのまま引き写されているが、根拠となる史料を確認することができない。いま、確実な史料として挙げられるのは、寛保元年（一七四一）十二月、高須・七郷輪中七十三か村が多良役所（高木三家）及び笠松役所に提出した願書である(7)。そこには、元禄十六年の川通取払による水行の改善が一時的なものに過ぎず、近年では①南之郷、長嶋坂手、藤浅、上之輪・与左衛門新田などに土砂が堆積し、「川通砂馳埋候付、水行甚悪敷」き状態であり、かつ②木曽川の河床が上昇しており、揖斐川との合流点である油島新田先で逆流を生じ、揖斐川に流下障害が起きていることを指摘する。

その対策として、七十三か村が求めたのは、幕府の調査見分と費用負担（公儀普請）による、①土砂が堆積して水行に障りのある場所の川浚・切欠（浚渫と撤去）、及び②油島新田地先の木曽川・揖斐川合流点に、長さ百五十間・水面上二尺程度の築流堤を新設することであった。この要求には、「笠松・多良於両御役所難被仰付儀ニ候ハヽ、私共江戸表江罷下、打詰御願申上度」と、江戸出訴も厭わない強い姿勢が示されていた。

なお、東高木家文書調査で、この願書に添付されたと考えられる「墨引絵図」の写が確認できたので掲げておきたい〔図1〕。流路に灰色で描かれた部分が堆積土砂であり、絵図から剥離した付箋八枚の記述からは、願書では省略されている具体的な要求内容を知ることができる(8)。こうした村々の要求に対し、次の書状に見るように、笠松代官の動きは迅速であった(9)。

一筆啓上仕候、甚寒之節御座候得共、各様愈御堅固可被成御勤珍重奉存候、然者先達而其御地へ茂相願候高須輪中・本阿弥輪中・金廻輪中・七郷輪中川浚御普請願之儀、御入用御普請ニ相願候得者、何れニ茂御勘定奉行衆江不申達候而ハ難相済儀奉存候、就夫御普請之儀者時節茂有之儀御座候間延々ニハ難成、殊ニ私儀来春ハ品々御用多、末江寄候而ハ御出会茂難仕御座候間、急ニ御相談仕度儀奉存候間、来正月八日垂井宿迄罷出得御意申度候、乍御太儀各様ニ茂彼地へ御出会被下候様仕度候、思召茂御座候ハヽ、御報ニ可被仰聞候、恐惶謹言

十二月廿六日　　瀧川小右衛門　貞寧（花押）

高木新兵衛様
高木求馬様
高木内膳様

文中に「私儀来春ハ早々御用多」云々とあるのは、越後阿賀野川（新潟湊）の普請見分に派遣される予定があり、不在となる前に何らかの手だてを講じる必要を認めての行動であったと考えられる(10)。高木三家はこの申し出を受諾しており(11)、垂井宿で行われた協議の結果であろう、間髪を入れず連名で、江戸の勘定奉行所へ調査実施の伺書が提出されている。

これに対する勘定所書付は、「小右衛門儀、越後阿賀野川御普請相済罷帰次第、三人立会見分目論見、御入用積相伺候様」との老中松平乗邑による調査実施指示を伝えるものであった。これを受けて多良・笠松両役所では、調査費用の負担方法を照会するとともに、幕府に対し周辺領主への協力依頼を要請している。その後の八月、高木三家の扶持方及び笠松役所の見分扶持方について照会した滝川は、調査費用縮減を命じる勘定所に対し、調査後の出水で環境変化が起こりうることを勘案し、「委細之見分ハ相除、水行差支之様子、場所ニより川違等之趣一通り見分」と、流下障害状況の確認を中心とする概要調査に切り替えることを申し出ている。

こうした準備を経て、実際の流域調査は、寛保二年九月八日から十四日の七日間にわたり実施された。その様子については、既に松原義継『本阿弥輪中』(12)で佐野家文書中の絵図を用いた紹介があるが、今回、東高木家文書中からも新たな絵図が確認できたので、先に見つかった北高木家関係文書中に含まれる調査復命書（後掲翻刻史料）とあわせ、あらためてこの調査の具体相について述べてみたい。

まずは調査隊の構成であるが、佐野家文書の絵図〔図2〕には、以

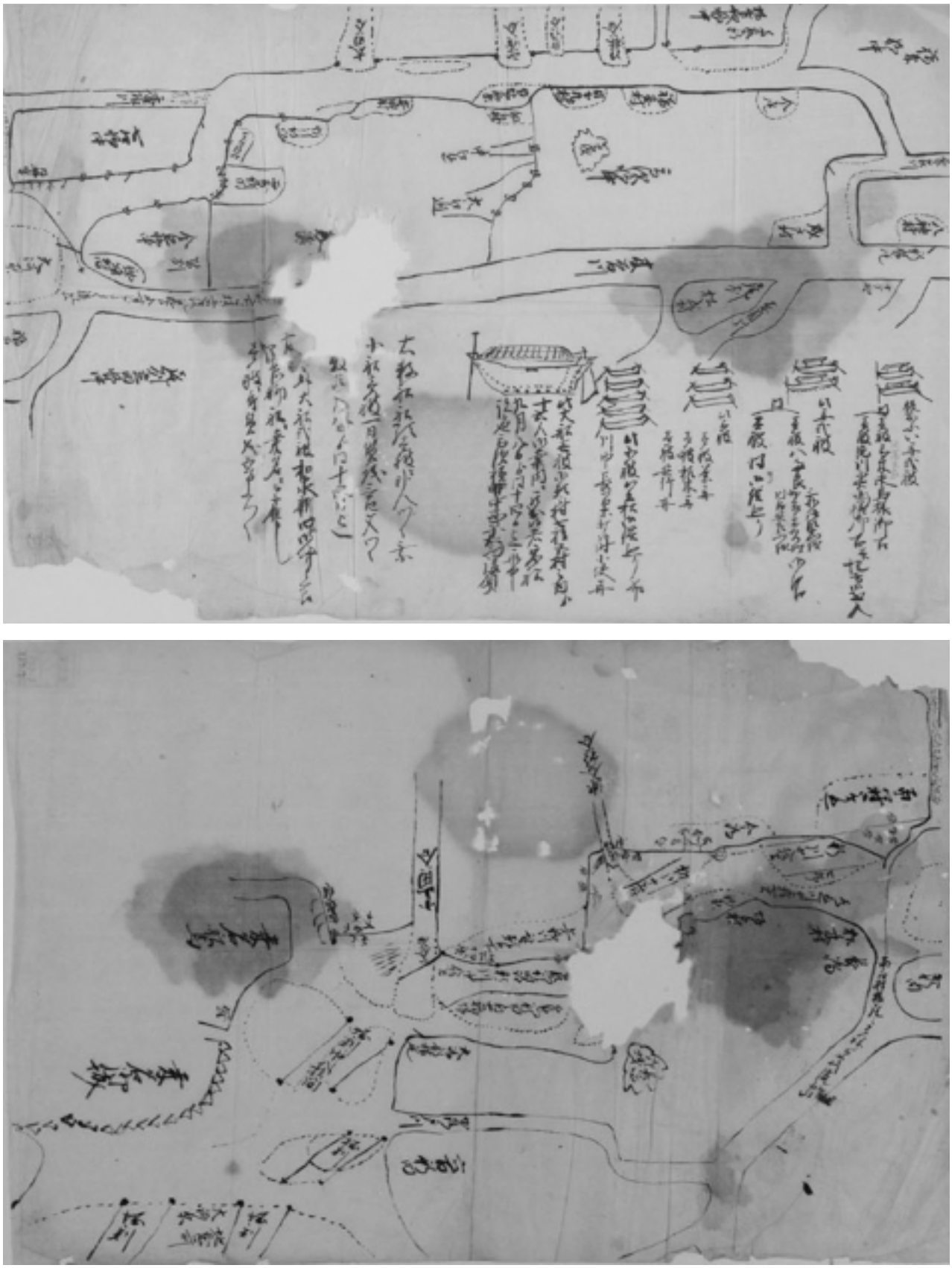

〔図２（海津町歴史資料館寄託　佐野家文書）〕

下のように、一行が分乗した川舟十三艘とその構成・役割が詳しく記されている。

板おふい（覆）舟二艘
　内　壱艘　高木求馬様御召
　　壱艘　滝川小右衛門様御召并堤方御両人
此舟弐艘
　内　壱艘ハ多良　三輪孫左衛門様
　　加藤甚五左衛門様
　　川添兵左衛門様
　　壱艘　同　御供廻り
此三艘
　壱艘　茶舟
　壱艘　杭木舟
　壱艘　笹竹舟
此五艘、笠松御供廻り并川巾長等打候時小使舟
此大船壱艘、御願之村七拾五村之内ゟ十六人御案内ニ罷出候者宿船、九月八日ゟ同十四日迄船中諸色、高須横町中西平右衛門請負、右数船船頭壱艘ニ弐人ツヽ乗、小船壱艘一日賃銭三百文ツヽ、日数九月八日ゟ同十四日迄、右之外大船弐艘、和泉新田ゟ御帰り之節、御荷物船ニ桑名ニ而雇申候、壱艘ニ付賃銭五百文ツヽ、

参加者は、多良役所から高木求馬（北高木）と川通役人である三輪孫左衛門（西高木）、加藤甚五右衛門（北高木）、川添兵左衛門（東高木）の三名及び供廻り、笠松役所からは代官滝川小右衛門及び堤方役人二名と供廻りである。彼らを、村々の代表十六人が宿船となる大船に乗って案内・誘導し、高須輪中から河口に至る地域を調査した。川舟には、役人が乗る舟以外に、茶舟、杭木舟、笹竹舟や「川巾長間」を測定するための小使舟が含まれていた。なお、東高木家の絵図〔図3〕には、案内者として、江内・油島村兼帯庄屋の源左衛門の名前が見えている。

さて、この調査によって把握・整理された当該期の河川環境の変化は、以下の通りである(13)。①両役所が行った流下実験では（〔図2〕参照）、木曽川・揖斐川合流点にあたる油島新田の先端（×印の部分）から板舟を流したところ、いったんは木曽川から揖斐川筋へ流れ込んだものの、揖斐川右岸・南之郷村の猿尾に刎ねられ木曽川筋へ逆流した(14)。この点については、松原前掲書が「これを敷衍するならば、木曽川の河水の半ばは、一旦低所の揖斐川へ流れ込むが、揖斐川の下流（桑名川）が狭くくびれているため、迂回して再び木曽川へ還流していた」と指摘する通りである。

②さらに、海口まで見分したところ、桑名沖には幅四km・全長八kmの巨大な砂州が確認され、ここでも板舟などによる流下実験が行われたとみえ、図3の下部中央には、流下障害を示す螺旋状の点描がある。なお、三十年前まではここにも三筋の澪（水の流れる筋）があり、流下障害はなかったとの老漁師の証言も得ている。

③総じて、土砂堆積作用により河床上昇がみられ、特に揖斐川下流の桑名川では、元禄期に撤去された砂州が復活し、川幅の六～八割が埋まるなど、深刻な流下障害が起きていること。同じく海口部の鍋田川・見入川・筏川も埋まり、濃州からの水は加路戸川のみで引き受ける形となり、これが桑名川の流下を横から抑えるため、全体の水行悪化をもたらしていた。

こうした現地調査の結果をふまえ、流域環境の変化を把握した両役所では、滝川小右衛門と高木求馬の連名で勘定所へ復命書を作成し、改善にむけた普請プランを提示した(15)。ただしそれは、「古来之通水落宜成候様ニ者容易ニ難成儀ニ相見申候」「被捨置候程水落差支、夥敷亡所出来」とあるように、復旧は極めて困難としながら、放置すれば地域破壊に直結するため、何らかの措置をせざるをえないという厳しい認識を示したものであった。次に、その内容を具体的に検討しよう。

二　三川分流構想

復命書には、「御普請之仕形」として、絵図と大積帳を添えて「い」から「を」の工事が計画されていた。工事内容は、「川替」「水行直し」と表現される流路変更と、「川広」「川浚」にあたる拡張・浚渫などの河道整備事業に分けられる。

うち「川替」については、まず、①木曽川と揖斐川の「水筋分け

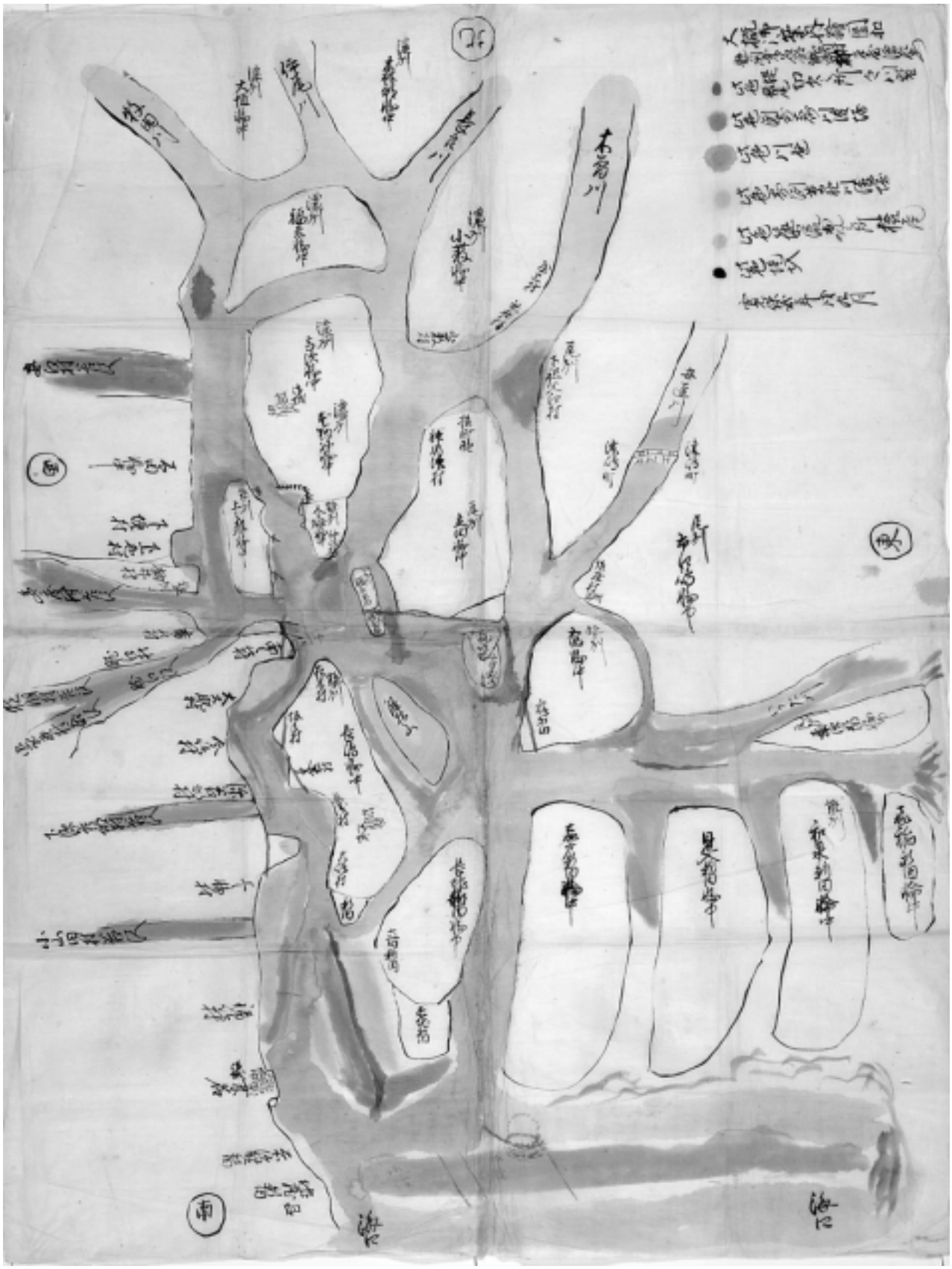

〔図３（東高木家文書〕

（分流）」を行い、揖斐川の水勢を強めて流下を促進するため、揖斐・木曽川合流点である油島新田に百五十間の猿尾・三十間の杭刎、対岸の松木村に四十間の水分け猿尾を設置すること。②しかし、揖斐川下流（桑名川）の通水が悪いため、桑名川入口西で流下障害を起こしていた南之郷村の猿尾を撤去したうえ、東側の福原村から長五十間の猿尾を突きだし流勢をつけ、さらに南之郷・深谷部・与左衛門茂左衛門新田・千倉村の各寄洲を全長七、七kmにわたって堀割り、流下を促進する。これにより、「加路戸川一筋ニ而海面江水落候処、川二筋ニ而水落候ハヽ、濃州勢州水損者余程立帰」ると目論んだのである。以上の「水替」見積額は、南之郷村での潰地に対する補償も含めて一万三千両程である。なお、普請規模について付言しておくと、七十三か村の堀割要求は全長五km余りであったものが、両役所の提案では七、七kmに増強された如く、総じて村々の要求を嵩上げした内容となっている点は、当該期の見積のあり方として注意を要する。

また、「川広」「川浚」については、③断層谷排砂の流入を防ぐため、深谷部・大山田沢の堆砂撤去、対岸の千倉村猿尾の延長による排砂抑制（以上の見積額約千両）、④桑名川最下流部中央にある葭草場十万山を堀割り、澪筋を確保するため、上之輪村と大島村から水刎杭出を設置（以上の見積額約四千両）するなどの河道整備を提案している。

加えて、今回の流域調査の結果、七十三か村の要求以外に必要な措置（追願）として、上流二十五か村（幕領十三か村、尾張藩領十二か村）が要求した桑名川通（福岡～宮地）の川広・川浚のうち、川広は莫大な費用がかかるため取り上げず、川浚については、④羽根・駒野・山崎・安江の各断層谷の砂留（砂防）・浚渫及び対岸に猿尾を設置しての排出抑制を行うこと。幕領福束輪中一万石余の村々が要求した長良川の水落策のうち、大榑川洗堰は費用と障村のため却下し、⑤木曽川との合流点の大牧村野方の堀割（新川造成）と柿内村・大藪村の猿尾延長。さらに揖斐川・長良川へ甚大な影響を及ぼす木曽川については、⑥佐屋川へ通水させるため、左岸の三拾丁野村で置洲を四百間堀割り、右岸からは猿尾を突き出すとの新たな措置を提案している。

また、これらの提案には、普請実現後の維持策についても、各領主の得失に踏み込んで（たとえば⑥の措置は尾張藩の堤囲にメリットがあるので、以後の修復は尾張藩に命じる等）、具体的な方針案を示しており注目される。

以上をまとめれば、両役所からの提案は、①木曽川・揖斐川の分流、②桑名川通の浚渫・堀割、③④断層谷の砂防対策、⑤佐屋川対策となるが、これらは、十数年後に実施をみた宝暦治水工事の骨格部分と一致し、その直接の前提となる調査及び提案として位置づけられるのである。

特に注目しておきたい点は、七十三か村の出願から案内・調査・復命に至る過程を通じた地域村々と多良・笠松両役所の協働関係である。無論、幕藩制下の支配関係を前提とするものではあるが、流域村々の詳細な環境認識と具体的提案をうけた実地調査と総合的な対策提示という連携がみてとれよう。

こうした従来にない画期的な内容を含む提案であったが、後年の記述によれば、「川通水落御普請之儀、水所村々申合、達而可奉願上筈ニ御座候得共、御料御私領大分之百姓少々宛得手勝手茂御座候故、同心仕達而御願得不申上、漸五年以前（寛保元年）水所七十〔〕余申合、川御普請奉願上、御見分御〔御目論見〕被下置、右御普請儀、何卒被仰立被下候様奉願上候得共、右之川御普請も難被為　仰付様被為　仰聞」(16)あるいは、「川通り砂浚又者新川替等御願之義、六年以前戌（寛保元）年、多良・笠松両役所へ達而奉願、則御見分被成下候処、去寅（延享三年）十一月被仰渡候ハ、濃州水損之義無余儀願ニ候へ共、上方筋諸国ニ同願多ク容易ク難被　仰付旨被　仰渡」(17)等とあるように、幕府勘定所が積極的に対応した形跡はみられない。これは、寛保元年が、関東甲信越を中心に「戌満水」と呼ばれる大規模洪水に見舞われた年で、その復旧問題があったことと、より大きな背景としては、享保期における年貢増徴を主とした経済政策が川除普請の水準を向上させ、幕府負担が増大した結果、普請費用を節減する必要に強く迫られていたためと考えられる(18)。

なお、傍線部の如く、この寛保元年の訴願は、利害調整に相当難渋した結果実現したものであり、環境変化に対する流域社会の対応としても、寛保期は重要な画期ととらえることができる(19)。さらに寛保三年には、多芸輪中下笠村において「川広」「川替」の協議が行われ(20)、

悪水対策の水落普請を求める幕領・尾張藩領の六十一か村惣代が江戸へ出訴し、越年のうえ執拗に出水前の見分を求める挙にも出ている(21)。

この後、既に知られているように、延享三年（一七四六）正月には、高須輪中の中部四十か村が「木曽川伊尾川を海口迄分通し海江流入候様ニ」と、より直接的表現で木曽川・揖斐川の分流工事を要求している(22)。また、この時、別に高須輪中南部十五か村は、寛保二年に両役所が提案した「川堀」とともに、木曽川・揖斐川の具体的な分流策として、油島から松之木村への「築留」堤か、あるいは油島から上之郷への「築留」と南之郷・大鳥居村間の新川堀割という、二つの構想を提案している。さらに、同年八月の帆引新田庄屋らによる普請請負願書(23)では、「川通差支之儀者、御見分被為遊被下置候通ニ御座候、川通差支之根元ハ油嶋新田木曽川伊尾川落合之所ニ而御座候」と、連年の水害原因を寛保二年の両役所調査通り、油島新田地先における木曽川・揖斐川の合流（及び木曽川からの土砂流入）と指摘する。そして、「近年御領私領村々ゟ色々と仕形絵図を以御願申上仕得共、川替ハ古田之地面潰、殊更御百姓住馴申候居屋敷迄潰申儀、其外之仕形等ハ大分之御入用」と、上記五十五か村など、多数の村々が要求する川替えには莫大な費用がかかると批判し、三川の浚渫と油島新田水分け打出し杭による分流を提案したほか、翌四年十月には、中島郡小藪村も木曽・長良川の分流工事を願い出るなど(24)、両役所及び地域村々で分流構想が共有され、抜本対策として絞り込まれつつあったことが示されている。

三　高木家の認識と行動

流域村々が連帯しての要求運動が繰り返されるなか、延享三年春に参勤した高木新兵衛・同内膳は、勘定組頭犬塚・粕谷・浅井に窮状を訴え、帰国後、縁戚である尾張藩重臣の遠山家などを通じて情報収集を行い、流域の水損状況を勘定奉行所まで報告している(25)。その時提出された「水損所村々高付」によれば、流域二四四か村のうち、寛保元年から延享二年までの五か年平均の損毛率が八割を超える村が百八か村、五割から七割が八十四か村、三割が五十二か村と、危機的な状況にあることが示されている。また一方で、土砂堆積で鍋田川が不通となっている状況に鑑み、それまで調査に立ち入ることのなかった尾張熱田川筋の巡回を実施する計画も有していた(26)。ただし、これには「尾州へ申遣候とも容易ニ得心不仕間敷」という滝川小右衛門からのコメントがつけられており、実現困難な課題ではあったが、こうしたなかにも、問題解決にむけた対応をみることができる。

このような運動の結果、翌延享四年には江戸から普請役元締黒沢儀助と普請役倉橋嘉助が派遣され、見分を行っている。その復命案には「右川筋埋り候故之事与村々存候ニ付、戌年（寛保二年）所々川除并海口江之川々浚御普請、国中ゟ相願、凡三万両余之御入用御普請相願候得共、大造成事故容易不被仰付、今年迄及水損候由、何れ之村々も申之候」とあるように、寛保二年調査にもとづく水落普請要求が地域共通の願いとして位置づけられていた(27)。なお、普請役の認識は、「大河筋ハ自然と土砂留り候物」であり、特に濃州では、香取川が埋まったために、その下流の桑名川や海口が塞がるなど諸方へ悪影響が出ており、国役普請を実施し、通水のため桑名領上之郷・南之郷に新川を堀り、帆引新田には揖斐川を刎ねる猿尾を設置すれば桑名川も復旧するというものであった。普請役に意見を求められた高木三家川通役は、見分通りでよいが、水抜普請をせねば解決は難しく、普請方法は既に「戌年高木求馬・滝川小右衛門様御見分之趣」、つまり寛保二年伺書通りとの意見を幕府勘定所に申し入れ済みであると応えている(28)。

また、十二月には、福束輪中ほか三十二か村が長良・揖斐川の分水のため大榑川への常水石堰設置や揖斐川流下のための香取川堀割等を要求している(29)。

こうした経緯のもと、延享五年には、流域で初めて大名手伝普請が行われる。この時の高木内膳の日記には、井沢弥惣兵衛（為永の子）との興味深い会談内容が次のように記録されている(30)。「（井沢）成程有増昨日ゟ評義も仕候、就其油島先杭出、先頃出水ニ根流、殊以杭入かね候ニ付、間数減候様ニ評議仕候」「（内膳）其儀未承候、油嶋杭出之義者此度之御普請之要与存候、先年同名共・小右衛門立会申上候ハ、百五拾間之猿尾ニ而候処、此度杭ニ被仰付候さへ如何与奉存候ニ、其

上間数御減候而者後々水行之益薄気毒奉存候、御普請後水行支不申様可申付旨被仰付候へ共、右躰ニ而者追而水行不然奉存候」。

つまり、高木家側の認識では、木曽・揖斐川の分流を最重要課題とみており、揖斐川下流部の浚渫を第一とする幕府勘定方とは見解を異にしていた。関連して、この手伝普請後の寛延三年、勘定奉行所への上申書下書には、石田・拾丁野杭出（佐屋川水引落、濃州水損助）に関し、「御普請役黒沢儀助江申聞候者、当国川々之儀者杭根江時石ニ而固不申而者持悡不申旨拙者共并次郎九郎儀も重々申聞候得共、関東辺ニ而仕覚慥ニ持悡候旨相極申候故、其通ニ致置候得者、弥持悡悪敷、折々杭根掘流候間、此度者石ニ而固候様被仰付可然」と、普請役が美濃の川技術を採用せず、せっかくの普請効果を逸したことを指摘する(31)。

こうした延享五年手伝普請への厳しい評価は、江戸における多良役所（高木三家）に関する世評を強く意識してのものと考えられる。次の史料にある通り、「不念之様御勘定奉行ニ而御沙汰」と、多良役所の不手際との評価を受け取った高木三家では、それへの反発から、宝暦元年（一七五一）夏以降、江戸留守居を通じて、老中堀田相模守の近臣へ賄賂工作を行い、勘定奉行所へ圧力をかけるという行動をとるのである(32)。

濃州水落之儀ニ付、四年以前辰年（延享五）御手伝御普請被仰付候得共、水損村々右御普請ニ而ハ益薄御座候付、私共三人不念之様御勘定所ニ而御沙汰御座候様ニ承之候、右辰年御普請之儀者私共儀目論見之訳曽而不奉存、江戸表ゟ御普請役被遣目論見等被仰付、卯之十二月御勘定奉行中ゟ被仰聞候者、濃州川々御普請被仰付候間、私共三人定式之通見廻可申候様ニ被仰付候而、右御普請中出来形之儀度々見廻り吟味仕候而、青木次郎九郎江御渡候仕様帳之通普請出来申候得共、桑名川通り・香取川通堀割御普請者、其後出水毎ニ土砂馳埋候而常水ハ引落不申、水損村々圦戸開キ兼、輪中内溜り水損仕候、右躰ニ御座候間、段々水落御普請不被仰付候而ハ水損いたし候村々御料私領百姓相続難仕相見へ申候間、此上水落御普請被仰付可然旨、御勘定所江寄々可申達与奉存候、右之趣御内意申上置度奉存候、乍憚宜御勘考被成下候様ニ奉頼上候、以上

（寛延四年）閏六月

なお、この件に関する多良表とのやりとりでは、「御入用懸り申候而も不苦敷候趣承知仕候、とかく取こみ申候所、右何程八郎左衛門引付ニ而御入用懸け不申候様ニ働キ申候而も、はな（鼻）薬折々相用不申候而ハ相届うす（薄）く」と、最大限の賄賂工作が承認されていた。もとより、幕府が宝暦治水事業に踏み出す上で、この賄賂工作との直接的な影響関係は想定しづらいが、宝暦治水前夜における関係者の動向を知る上で、大変興味深いエピソードといえよう。

さらに、宝暦二年二月には、多良・笠松両役所協議のうえ、水行直しのための「大積目論見帳」「同絵図」「村方願書」を添えて勘定奉行所へ再提出している(33)。

ここでの目論見の第一は、逆川締切や石田村猿尾延長による木曽川の水を佐屋川へ分水するための工事である。第二は、筏川の高洲を堀割るなど、結果として増える佐屋川の水を海口へと導くための施工。第三は、揖斐川の水を下流部の桑名川に通水させるため、油島へ川筋を分離する猿尾、桑名川筋へ水勢をつける猿尾籠出などを設置する。このほか、牧田川と相川等が合流する高渕村での堀割なども計画されていた。

以上が、宝暦治水を目前にした段階での両役所の要求であり、内容的には、寛保期の流域調査及びその復命書の提案内容を踏襲し、かつ宝暦治水時の三川分流案に接近するものと位置づけることができよう。

むすびに

寛保年間の流域調査の実態を探求するなかで、宝暦治水の前提となるプランニング過程が浮かび上がってきたが、それが流域（地域）社会の環境認識と運動に深く関わるものであったことは確実である。こうした動きは、ひとり木曽三川流域に限定されるものではなかろう。十八世紀半ば以降、全国各地で盛り上がる治水要求に対し、幕府はいかに対応するのか。これらの点については、引き続き、全国的動向と幕府治水政策の展開を見定める必要がある。

（九）

なお、当該流域でも、宝暦年間に入ると流域環境がさらに深刻化し、請願が繰り広げられるようになるが、宝暦三年五月、幕府は代官吉田久左衛門を派遣し、多良・笠松役所も立ち会い、大規模な水行普請計画を策定する。所謂「宝暦治水」事業の始まりである。このプロジェクトが立ち上がる過程も含め、宝暦期の地域社会の動向及び宝暦治水工事の実態解明などについては、新出史料の検討も含め、さらに稿をあらためて論じることにしたい。

註

(1) 名古屋大学附属図書館『川とともに生きてきたⅡ ― 新発見史料・北高木家文書にみる木曽三川流域の歴史・環境・技術―』(二〇〇三年) 参照。

(2) 東高木家旧蔵文書は、名古屋市蓬左文庫や徳川林政史研究所等に分散所蔵されているが、治水関係文書は戦前に東高木家の手で抽出・別置のうえ、治水史に深い関心を寄せていた高須輪中の森川準之助氏(現所蔵者森川勝之助氏の祖父) に一括譲渡、保存されてきた。

(3) この寛保期の状況については、北高木家文書を例に、若干言及したことがある。「木曽三川流域治水史再考」『名古屋大学附属図書館研究年報』一、二〇〇三年。

(4) 所領を超えた輪中村々の連合については、多芸輪中を事例に、共同性を担保することの困難性について述べた高牧実「幕藩領主の治水政策と輪中」(北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』吉川弘文館、一九八八年、所収) がある。

(5) 原昭午「近世の治水」『木曽三川流域誌』建設省中部地方建設局、一九九二年。

(6) 後年の史料では、「右之通御普請被仰付被下置候得者、三国共享保年中ニ立返り、此末永ク相続可仕候(海津町歴史資料館寄託佐野家文書五―三一九)」などと、享保期を立ち返るべき理想として位置づけることが多いが、一方で、享保二年(一七一七) 五月には、多良・笠松両役所から再度の取払願書が出されたように(『岐阜県史』)、宝永大取払いの効果は持続しなかった。

(7) 高木家文書E3―1―四二五(以下、高木家文書については整理番号のみを記す)、『多度町史 資料編2近世』(二〇〇四年) 所収高木家文書六八号。この願書提出に際し、大垣藩役人などから添簡が出されており、十二月十六日付で多良の川通役人が返書を認めたことが確認できる(E3―1―四一九)。

(8) 「寛保元辛酉年十二月、美濃国川々水落指支ニ付川浚願、濃州・勢州御料私領七拾三ヶ村川通墨引絵図写シ」とある。なお、参考のため、付箋内容を掲げておきたい。

(a) 「此所長百五十間築流奉願候」
(b) 「長四百間余、巾百五十間余、深七尺掘奉願候」
(c) 「此所長千五百間余・巾四百間余・深常水上下七尺掘奉願候」
(d) 「是ゟ[(上之輪か)] 村御願之場所」
(e) 「長六拾間、巾弐拾間余、深一間掘奉願候」
(f) 「此所長六百間余、巾二百間余、深常水上下五尺掘奉願候」
(g) 「此所御見分之上繰込奉願候」
(h) 「長七百間、巾弐百間余、深五尺堀奉願候」

(9) E3―1―四二〇つ。『多度町史 資料編2・近世』所収高木家文書一五三号では年未詳とするが、文脈から寛保元年に比定できる。

(10) 以下、E3―1―四二六による。

(11) E3―1―四一九。文面からすると、七十三か村の訴願は、両役所が介在したものでなく、独自の動きとして評価できるのではなかろうか。

(12) 松原義継『本阿弥輪中』二宮書店、一九七七年。

(13) 以下、北高木家関係文書(後掲翻刻史料) による。

(14) 絵図には、「[目論見中之築] 流ノ所ニ而板舟御流シ被遊候処、すじ之ことく流レ申候」、「南ノ郷村猿尾之はねニ而如此流レ申候」との注記がある。

(15) 註(11) に同じ。

(16) 東高木家文書。『岐阜県治水史』四四二頁所収。

(17) E3―1―四九七。

(18) 西田真樹「川除と国役普請」『講座日本技術の社会史6土木』日本評論社、一九八四年。

(19) 註(5) 参照。

(20) 東高木家文書(仮番五二―一〇)。

(21) 北高木家関係文書(仮番四―三、五―一一五、五―一二六)。

(22) 註(16) に同じ。

(23) E3―1―四五〇。

(24) 東高木家文書(仮番三五―一三―二)。

(25) E3―1―四三九。ほかに東・北高木家文書中にも関係書類あり。

(26) E3―1―四四〇三あ。

(27) 東高木家文書「濃州勢州水損場江戸御普請役両人参候節之書付共入」(仮番三五―一三)。

(28) 註(24) に同じ。

(29) E3―1―四九七及び東高木家文書。

(30) 東高木家文書「日記・濃州川々御手伝御普請之節見廻被仰付仕出郷書留一冊」(仮番一三四―三)。

(31) E3－1－六二〇四・六二〇六・四四二三・四四二四。
(32) 以下、E3－1－六八三による。
(33) E3－1－六八五・六八六・一〇六七。

〔参考史料（北高木家関係文書）〕

（表紙）

「　寛保二年
　濃州川々水落見分之趣申上候書付
　　戌　　」

濃州川々水落差支、近年打続少之雨ニ茂内溜水引落不申、四五年以来水損皆無同然ニ罷成候ニ付、御料并尾張殿御領其外私領村々共ニ七拾三ヶ村水落御普請願出候場所見分仕候趣申上候覚

一、濃州之儀川々多ク、別而木曽川・長良川・伊尾川之儀者近年之大川ニ而候処、年々川床高ク成候ニ付、常水自然与高ク、悪水落圦之戸少之出水ニ茂数日開キ不申、其上此度願出候村々之辺迄ハ桑名海ゟ汐押上ケ、至極旱水ニ而も満汐之節者圦之戸閉、二時之汐間ニならてハ内水吐不申場所ニ御座候、惣而濃州川々之儀者、不残尾州・勢州之国境ニ而落合、桑名川江落候処、四十年以前水行之儀ニ付、濃州勢州村々及争論、辻六郎左衛門存寄申上御取払ニ成候桑名川通桑名領南之郷村・与左衛門新田其外御取払跡、出水之度毎砂巻上ケ地面高ク成、堤六七合以上之出水ならてハ水乗り不申、常水之川幅を狭メ、其上右川通之内桑名領深谷部沢・大山田沢ゟ甚砂利馳出、去年去々年ニ見合格別川幅狭メ、深谷部沢馳出之所ハ堤ゟ堤江川幅百九拾間余之内百四拾間余、新田御取払跡并右沢砂押出ニ而水通無御座、当時水通五十間余、大山田沢者川幅弐百五十間余之内、新田御取払跡百五拾間余、右沢押出之分六拾間余、当時水通四拾間余ならて無御座候、縦川幅狭ク候而茂河床深ク流候得ハ水行差支申間敷候得共、右押出候砂利年々川床ニ残リ水下浅ク成候故、常水之落至極差支罷成候

一、木曽川・伊尾川共勢州油嶋新田与申所ニ而落合、右新田ゟ千百間余川下ニ而二川ニ成、一筋ハ桑名川与唱、桑名領南之郷村・長嶋領松木村之間を南江流、桑名城下江流申候、一筋ハ右松木村与御料福原新田之間を東江流、桑名城下壱里斗下ニ而海江落申候、然処右南之郷堤外御取払跡之寄洲、近年別而土砂置上ケ、七合余之出水ならてハ水乗り不申、常水之川幅狭キ所にて四拾間余ならてハ無御座、其上川中迄段々埋り、当時干汐之節者小船ニ而も荷船通船不罷成候、右之通故松木村・福原新田之間東江流候川江出水・常水共引取強候処、此流末佐屋川江落合、鍋田川・見入川・加路戸川・筏川四川ニ分レ、所々ニ而海江落候処、右川々之内鍋田・見入・筏之三川者埋り候而、干汐ニハ一切通船無之、加路戸一川落込申候、右之通悪体之水行、加路戸川壱筋之様相成候故、此川水勢強、桑名落口ニ而桑名川之水落を横合ニ押へ候ニ付、元来勾配少キ桑名川、別而勾配ゆるみ、所々寄洲茂年々与高ク成、常水之落差支候故、濃州之村々水損年々ニ相増候儀ニ奉存候、此度海面迄見分仕候処、桑名浜手堤之内地蔵堂ゟ沖之方へ九百間程隔り、凡長弐里幅壱里程之高洲有之、汐干ニハ高河原ニ成一切水通不申候、桑名浜手ニ罷在候漁師之内老年之者を呼出シ相尋候処、三十年程以前迄ハ右高洲之内ニ澪三筋有之、加路戸川・見入川・鍋田川之枝和泉川、三川之流末右三筋之澪江分レ、桑名川水落ハ桑名浜手堤江添流落候故、水行指支無之処、年々右三筋之澪通馳埋、当時者桑名川落口江落込候ニ付、右川通川床高ク成候由申之、私共見分之趣ニ相違無御座候、畢竟鍋田川埋り候故、川上迄洲を置川底埋り、加路戸川一筋ニ而濃州之水行引請候様ニ罷成候処、桑名川水勢ハ年々弱ク成候ニ付、自然与右三筋之澪通り馳埋、桑名川之方へ水押付候故、落口を押へ水落差支候儀無紛奉存候、右之通濃州川々之水流落候川々甚埋り、桑名海ハ高洲多ク成水落差支候儀ニ御座候間、古来之通水落宜成候様ニ者容易ニ難成儀ニ相見江申候、然共被捨置候程水落差支、夥敷亡所出来候様ニ可罷成哉与奉存候、依之此度見分之上及心候程相考、御普請之仕形左ニ申上候

一、伊尾川・木曽川落合之処、常水ニ而も木曽川之水高ク、伊尾川之落口を押へ、木曽川出水強節者伊尾川へ逆水仕候付、勢州油嶋新田ゟ【い】長百五拾間之猿尾壱ヶ所、【ろ】長三拾間之杭刎壱ヶ所川下之方へ出シ、長嶋領松木村ニ而【は】長四拾間之水分猿尾被仰付、此所ニ而木曽川・伊尾川之水筋を分ケ、伊尾川之水落桑名川江常水強引落シ候ハヽ水落宜可相成候処、桑名川入口南之郷村本堤出張候上ニ猿尾二ヶ所出張候而伊尾川之水先を東之川江刎候ニ付、【に】右猿尾取払本堤繰込、伊尾川之水行桑名川江直に流候様仕、南ノ郷村御取払跡【ほ】長九百七拾五間、深谷部村【へ】長七百六拾八間、与左衛門新田・茂左衛門新田【と】長千百七拾間川原之内川筋ニ掘割、桑名領汰上村堤ニ【ち】乱杭出シ三ヶ所仕、長嶋領千倉村前寄洲【り】長四百六拾五間堀割、水刎込候ハヽ桑名川水落宜成、当時加路戸川一筋ニ而海面江水落候処、川二筋ニ而水落候ハヽ濃州・勢州水損者余程立帰り、少々之雨ニ而内溜り附皆無仕候程之儀ハ御座有間敷与奉存候、且亦南之郷村堤繰込候ニ付而ハ、田畑百姓屋敷共潰地出来可仕候得共、濃州半国之障りニ御座候間、かふセ絵図ニ記候通被仰付、地頭江代地被下之、百姓江ハ相応之地代金并家居引料被下置可然奉存候、右御入用大積左之通ニ御座候

金壱万弐千五百八両余

内

弐千五百四拾八両余　御料油嶋新田猿尾并杭出御入用
　　長嶋領松木村猿尾
六千四拾弐両余　桑名領南ノ郷村堤繰込并取払跡御入用
　　堀割家引料潰地

三千六百六拾五両余　同領深谷部村前新田
与左衛門・茂左衛門新田取払跡堀割御入用
長嶋領千倉村前寄洌
弐百五拾三両余　桑名領汰上村堤杭出三ヶ所御入用

右之通川替仕候ハ、川筋直ク二成宜可罷成与奉存候、然共桑名川者年々川床高ク、木曽川・伊尾川之落合、長嶋領之堤二添桑名川之入口を横切二東之川江澪付候二付、右御普請計二而者水乗り悪敷、只今迄之澪筋江水引落候儀可有御座奉存候、依之尾州福原村ゟ【ぬ】長五拾間之猿尾出シ仕、桑名川之方へ水刎付ケ候ハ、、大概此所二而半分程者桑名川江水流行可申与奉存候、則右猿尾御入用大積り左之通二御座候

金四百九拾五両余　尾州福原村猿尾御入用

一、桑名領【る】深谷部沢・【を】大山田沢砂利押出之儀、其通二差置候而ハ縦御普請被仰付候而も水行相滞候場所二御座候処、其所領主ゟ可捨置様無御座候間、松平下総守方ゟ砂利押出候度々相浚、水行障二不成様被仰付可然奉存候、於然者年々川通年番之者家来相廻り候節吟味仕、砂馳出有之候ハ、私共方ゟ可申達候間、早速砂取払出来之上見分請候様下総守家来江被仰渡候様仕度奉存候

一、右深谷部沢・大山田沢押出之所、川浚計二而者年々川床埋り水行障二罷成候間、長嶋領千倉村十日新田堤二有来【わ】猿尾二長拾五間ツ、二ヶ所継足仕、常水出水共砂馳出候谷先江水刎付ケ候ハ、砂馳出不申、末々水行滞御座有間敷与奉存候、則御入用大積左之通二御座候

金九百四拾七両余　長嶋領千倉村十日新田猿尾御入用

（下札）
「本文之猿尾継足主体仕候得者末々長嶋領堤水除之為二罷成候間、向後修覆之義者領主ゟ申付候様被仰渡可然奉存候」

一、桑名川通川下先年御取払跡之内、葭草場字拾万山与申所、桑名川之真中二有之水行差支候二付、此所【か】長八百九拾間堀割澪通り二仕、桑名領上之輪村二【よ】長七拾間之杭出シ仕立、水刎付ケ候ハ、水行宜可罷成候得共、左二而者長嶋領大嶋村江水当強ク堤危御座候間、大島村ゟも【た】長六拾間之水請杭出シ仕立、両方ゟ水刎付ケ候ハ、澪深成水落宜敷可罷成与奉存候、則御入用大積り左之通御座候

金三千九百六拾九両余
内
三千五百五拾九両余　桑名領拾万山堀割御入用
四百拾両余　同領上之輪村杭出・長嶋領大嶋村杭出御入用

（下札）
「本文之桑名領・長嶋領杭出出来仕候得者、桑名領者城下迄之囲二可罷成候、長嶋領者凡川下堤三百間程之間水除二罷成、其上同領悪水落新圦水落之為二も可罷成候間、向後修復之義者領主々々ゟ仕候様被　仰付可然奉存候」

水落御普請之儀追願之儀左二申上候

一、松平秀之助領分濃州石津郡【そ】駒野村・戸田徳次郎領分羽根村之山々谷合ゟ年々夥敷石砂押出川床埋り、上村之水落差支水損仕候二付、二十七年以前申年高木五郎左衛門・辻六郎左衛門方へ村々願出、両人吟味之上三角枠を以谷分ケ之儀申付候処、羽根村得心不仕及争論、於評定所御吟味之上、先谷分ケ者見合、石砂馳出水行差支候節者村役二浚候様被仰付、其以来石砂馳出候節者、上村々ゟ私共役所江訴出候得者、早速堤方役人并川通年番之者家来見分二遣候上、領主ゟ浚申付来候、尤前々ハ百姓役之定二而候得共、年々馳出シ強度々浚仕候故、百姓自力二難及、領主入用を以浚仕候趣二御座候、別而近年山荒候故歟、先年与違大分石砂馳出、川底迄馳込候石砂者自然与浚残候様二罷成候哉、河床年々埋り、其上近年ハ雨之度々砂馳出強、別而水落差支、打続水損皆無仕候間、右馳出シ有之所之川向高須領福岡村・御料宮地村辺迄川幅広ケ、右馳出谷口砂留之義、御料十三ヶ村・尾張殿御領十二ヶ村願出候、此度川通見分場所之内二御座候二付見分仕候処、水行差支候段相違無御座候、尤私領役人江茂普請之仕形等相尋候処、年々川浚仕出来之上、私共方へ申達見分請候得共、雨之度毎石砂馳出、此上仕形無御座候旨申之候、依之右山之谷奥迄見分仕候処、谷奥南北ゟ出候谷々山間二而【つ】砂留五ヶ所仕、右砂留二溜り候石砂ハ年々取除候様二仕候ハ、、水中江押出候砂浚候与ハ格別宜、末々人足懸りも減、勿論川中江石砂馳出シ不申、水行之障り御座有間敷与奉存候、右谷先へ馳出候石砂之儀、定浚之場所故、秀之助・徳次郎方ゟ早速浚候様二申遣候、尤川中迄押出候石砂浚上ケ候義、水中之義故中々働難成奉存候、依之右両村川向福岡村堤ゟ【ね】長三拾間之新猿尾仕立、水刎付け候ハ、川底之土砂押払、尤此以後馳出候而茂水行之障二罷成間敷奉存候、則右砂留并猿尾御入用大積、左之通御座候

金四百五拾両余　駒野村・羽根村砂留御入用
金百三拾両余　福岡村猿尾御入用

一、松平秀之助領分【な】山崎村・戸田徳次郎領分【ら】安江村之山合ゟ石砂馳出、右羽根・駒野谷先同前二川幅狭メ水落差支候段、上村々願之通相違無御座候、此所之儀者只今迄定浚之場所二無御座候得共、国中水落之障二成候儀者羽根・駒野谷先同前之義二御座候間、水行障二不成様秀之助・徳次郎方二而浚可申付場所二御座候間、私とも差図次第浚仕候様右両人家来へ被仰渡候様仕度奉存候

（下札）
「本文之浚、川通年番ゟ申渡候而も可相済儀二候得共、入用も懸り申義、其上此度川通之儀一同二願も御座候間申上候」

（下札）
「本文之砂留出来候へ者川中へ押出候石砂無之積二御座候間、右定浚相減候間、自今修復等ハ秀之助・徳次郎方ゟ仕候様被仰付可然奉存候」

（下札）
「本文之猿尾出来候ハヽ、谷先馳出シ石砂川中之分不断押流候故、川浚之益ニ相成
并福岡村堤囲ニ相成候間、向後修復之義ハ秀之助・徳次郎方ゟ申付候様被仰渡可然
奉存候」
一、右場所川広ケ之儀、村々達而相願、尤川幅広ケ候ハヽ、水落宜敷可罷成候得共、
堤敷共ニハ凡幅百間余・長壱里余之間地面も潰、勿論有来堤引込候義、莫太之御
入用相掛り候間、川広之儀者差止メ可然奉存候、尤濃州之義大川数多有之、川通
村々ハ何れ茂至極之水損所ニ御座候処、右場所之儀者濃州一国之川々一所ニ落合候
場所ニ御座候間、此所ニ而水落差支候而者濃州半国之障ニ罷成候間、前条之通川浚被
仰付可然奉存候
一、御料福束輪中壱万石余之村々此度願出候者、近年別而水落差支、壱万石余之内
凡六七千石程之所年々皆損或者皆損同前ニ罷成候儀者、西北者伊尾川、東者長良川、
南者伊尾・長良之落合ニ而、四方ニ大川を抱候ニ付、前々ゟ圦七艘ニ而悪水落シ耕作仕
候処、右輪中之東長良川通之内高須輪中勝村と申所ニ而川弐筋ニ成、一筋者木曽川江
落合、一筋者尾張殿御領柿内村・今尾村・大牧村三ヶ村之間ニ而伊尾川江落合候故、
川水引取能悪水吐来候処、近年木曽川床高ク相成候故、長良川ゟ木曽川江落合候
川筋埋り、一切常水之節者水落不申、却而木曽川逆水仕候程ニ成、前々川二筋ニ而落
候川水一所ニたゝまり、福束輪中悪水吐圦口を押江、其上常水出水共ニ伊尾川之義
水重高ク候ニ付、両川落合之所ニ而伊尾川之水先長良川之水先を押江候故、別而水落
悪敷御座候間、尾張殿御領大牧村野方堀割、落合之所ゟ拾町程川上ニ而伊尾川之水
を分水いたし、并長良川之内勝村ニ而常水丈ニ洗堰いたし、長良川之水木曽川江落候
様達而相願候、右場所見分仕候処、村方申通相違無御座候、勝村ゟ木曽川江分り候
長良川通、常水之節者浅キ所者水深弐尺程御座候而一切水流無之、却而木曽川落合ニ
而者逆水仕、伊尾・長良落合之所ニ而も伊尾川之水ニ被押候ニ付、大概勾配も有之川ニ
候得共、落合ゟ拾町余上ゟハ流もたるみ水落差支候段紛無御座候、依之御普請仕
形見分仕候処、願之通大牧村【む】野方長六百五拾間堀割候ハヽ、伊尾川之水三
四分通りハ右新川江流水落宜敷可有御座候、并長良川落口尾張殿御領柿内村堤外野
方ゟ川形ニ【う】長五拾間之乱杭出仕、伊尾・長良両川落合之水先を分ケ候ハヽ、
川上村々水落之為ニも宜可罷成与奉存候、勝村前ニ而洗堰いたし候義者、川幅凡百間
程も有之、水深之場所故莫太之御入用相懸り、其上右洗堰ニ而水重盛上ケ候之故、
木曽川へ落候川筋川長弐里程之間、両側御料私領村々へ相障難成義ニ御座候
一、福束輪中之内大藪村ニ古来ゟ有之候長九拾間之水刎猿尾ニ而木曽川之方江分ケ
候川筋へ水刎込候処、三拾六年以前亥年大地震ニ而猿尾先震崩シ、其以後御修復無
之、当時七拾三間有之、十三年以前戌年、猿尾先ニ弐間四方之枠御入用を以被仰
付候得共、猿尾継足無之候ニ付水刎無甲斐罷成候上、木曽川床者年々高ク成、右之
通川一筋ニ落重り候様ニ罷成候儀と奉存候間、右【る】猿尾先拾七間継足被仰付候
ハヽ、自然与木曽川之方江も常水流候様罷成、福束輪中悪水落宜可罷成与奉存候、則
御入用大積左之通ニ御座候

御料大藪村猿尾継足
金八百三両余　　尾張殿御領大牧村野方堀割御入用
同領柿内村堤外杭出

（下札）
「本文之大牧村堤外新規堀割之儀ニ付障り申出候ハヽ、堤外畑方へ作場道無之、并舟
渡場二重ニ罷成迷惑仕、其上堤外共本高内ニ而高役等相勤候処、川筋ニ成候而ハ難儀
之由、其外品々障り申立得心不仕候得共、惣而川通水落差支之所普請仕立候ニ者、
潰地新川等決而無之様ニ者難仕候、本文ニ申上候通伊尾・長良両川落合場所ニ御座候
間、川筋致分水水落之障相除候様不仕候而ハ外ニ致方無御座候、右水落願之儀者御
料高壱万石余之村々達而相願、尤書面之通仕立候ハヽ、過半水損相遁、右願之外尾
張殿御領大吉新田・柿内村・西海松村・本郷村悪水之為宜、相障候大牧村者纔ニ高
百五拾石余之場所ニ御座候間、右障ニ無頓着願之通被仰付候而茂可然奉存候、且又
右場所当時荒場ニ而高内と ハ不相見候得共高内之由申之、尤堤外畑方と堤との間ニ
而決而高内ニ而無之とハ難申上候間、弥本文之通被仰付候ハヽ、地面致吟味、其分代
地相渡候得者高役も懸り不申、村方難義之筋軽ク御座候、数年来之荒地之事ニ候得
者、百姓へハ地代金被下候ニ者及間敷義ニ奉存候
一、右新川相止メ候而外ニ致方可有御座哉と相考候得共、右之外存寄無御座候ニ付
申上候」
（付箋）
「九月廿七日午之上刻ニ受取、次村江直ニ送り申候」
一、前々者木曽川通尾張殿御領濃州中嶋郡拾町野村・尾州中嶋郡三拾町野村之間
より東之方江木曽川枝川有之、水行滞無御座、流末を佐屋川与唱、木曽川之常
水・出水共ニ佐屋川之方江引落強候ニ付、前条ニ申上候油嶋新田ニ而川々落合之水筋、
木曽川水先ニ而押へ候事無御座候処、当時佐屋川之川下村々先年与ハ致変地、佐屋
川之流滞候故、段々川床ニ土砂置、右三拾町野村前凡百四五拾間程川中江洲を置、
拾町野村之角出張木曽川之水請ニ成、佐屋川江水引落候所者段々欠込候故水通り悪
敷罷成、此所ニ而致分水候水先過半木曽川下江流候故、木曽川之水重高ク、長良
川ゟ木曽川江落候水先を差押へ、却而長良川之方へ逆水仕候様ニ罷成、勢州油嶋ニ而
濃州川々不残落合候所ニ而者猶以前条ニ申上候通木曽川之水先ニ而濃州一国之悪水落
差支ニ罷成候間、右三拾町野村前置洲【の】長四百間堀割、川向尾張殿御領八神
村堤ゟ【於】長百五拾間壱ヶ所・長拾間壱ヶ所猿尾継足シ仕候ハヽ、佐屋川江之
水乗宜敷、油嶋落合ゟ三四里上ニ而水分候ニ付、此所ゟ川下ニ而ハ木曽川之水勢弱く
成候間、長良川之水落も宜敷、尤油嶋ニ而落合候木曽川之水重低成、濃州之水落之
為別而可然奉存候、則御入用大積左之通御座候

金九百六拾四両余　　尾張殿御領八神村猿尾継足并寄洲堀割御入用
右之通ニ御座候間、只今迄之通ニ而被差置候而者年々水損増、末々ニ至り候而ハ中山

（一三）

道ゟ下水所村々者亡所同意ニ可罷成哉無覚束奉存候、則御普請其外少々宛之猿尾継足或者杭出シ等共、御普請大積帳絵図相添差上申候、右御普請被仰付候ハヽ、少之雨ニ茂内溜水ニ而皆無仕候程之義者御座有間敷与奉存候、尤右御入用諸色直段入札取之吟味仕候ハヽ、格別増減可有御座与奉存候、以上

（下札）

「本文之猿尾継足出来仕候得者、末々尾張殿御領堤囲之為ニ罷成候間、向後修復之節者尾張殿方ニ而被仰付候様可然奉存候」

戌

滝川小右衛門

高木求馬

御勘定所

※史料文中の朱書（工事箇所付）は【　】で示した。

（一四）